

福島県営野田町団地保存活用設計業務委託
公募型プロポーザル第二次審査（ヒアリング） 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

(1) 傍聴を希望される方は、3月19日（木）17時までに申込フォームから申し込みをしてください。

申込フォーム URL : <https://forms.gle/zGj7i3yGWoTVDTFE6>

(2) 傍聴申込の受付は先着順で行いますが、申込多数の場合、傍聴をお断りすることがあります。

(3) 審査当日は、10時10分～10時20分、13時～13時10分に受付を行います。上記時間内に会場受付へお越しください。受付後、事務局の指示に従って会場へ入室していただきます。

※12時～13時は会場から退出いただきます。

(4) ヒアリング要請者及びその関係者が、他者のヒアリングを傍聴することは認めません。

2 傍聴に当たって守るべき事項

審査を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

ア 審査中は、静粛に傍聴すること。

イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

ウ 審査における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

エ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど審査の妨害となるような行為をしないこと。

オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

キ その他審査の運営に支障となる行為をしないこと。

3 審査の秩序の維持

(1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。

御不明な点は事務局にお聞きください。

(2) 傍聴される方が上記のことを守らない場合は、退場していただくことがあります。

(3) 審査中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、審査を途中で非公開とする場合があります。